

## 第12回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年12月25日(木)午後3時00分から午後4時25分
2. 開催場所 川西町中央公民館403号室
3. 出席委員(21名)  
会長 22番 登坂 賢治  
会長職務代理者 21番 大沼 藤一  
委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣(欠)、  
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、  
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、  
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、  
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海
4. 議事日程  
第 1 議事録署名委員の指名  
第 2 会議書記の指名  
第 3 会期の決定  
第 4 報告第15号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告  
について  
第 5 報告第16号 人・農地プラン検討会の結果報告について  
第 6 議 第 45号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第 7 議 第 46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)  
第 8 議 第 47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(使用貸借権の設定)  
第 9 議 第 48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
第10 議 第 49号 農用地利用集積計画に対する決定について  
第11 議 第 50号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)  
第12 議 第 51号 農用地利用配分計画案に対する異見について  
第13 議 第 52号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
5. 農業委員会事務局職員  
事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄  
主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵
6. 会議の概要

事務局長 大崎顕一

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。例年にない大雪になっており、また、米価下落によりまして、厳しい経済状況に置かれていおりますが、委員各位に置かれましてもご指導ご協力をお願いします。

本日の協議内容につきまして、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第12回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、21名であります。欠席届のあった委員は、4番 寒河江 利廣委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。21番大沼 藤一委員、1番平 知恵子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第15号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第15号、平成26年12月1日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。12月の申し出件数はありませんでした。支援センター保有分の売渡が1件田14,533㎡です。利用権の設定。11月再設定件数2件、田69,530.61㎡、畑760㎡。11月申し出件数 2件田26,422㎡。利用権設定合計8件、田73,777.61㎡、畑760㎡です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件であります。ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第16号 人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

6ページをご覧ください。報告第16号 人・農地プラン検討会の結果報告について

(報告第16号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次にただいまの説明について、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第45号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

農地主査前山律雄

7ページをご覧ください。議第45号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は7件です。

(議第45号1番から7番について朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。

(質問なし)

無いようですので、本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

日程第7、議第46号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について（賃貸借権の設定）を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

9ページをご覧ください。議第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は8件です。

（議第46号1番から8番について朗読により説明）

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、3番黒澤一利委員より報告を願います。

3番 黒澤一利委員

番号1番について、12月16日現地確認してきました。この案件は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について、10番 細谷則雄委員より報告願います。

10番 細谷則雄委員

番号2番について12月13日現地確認してきました。この案件は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号3番の件について、私より報告いたします。

22番 登坂賢治

番号3番について12月22日現地確認してきました。この案件は離農、規模拡大するものです。

周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

(番号4番については、賃借人死亡により取り下げ)

議長 登坂賢治

次に番号5番及び6番の件について、6番 新野勝廣委員より報告願います。

16番 新野勝廣委員

番号5番について12月23日現地確認してきました。この案件は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、田、10a当たり●●円、畑10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

番号6番についても12月23日現地確認してきました。この案件は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、田、10a当たり●●円、畑10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号7番及び8番の件について、16番 小形耕一委員より報告願います。

16番 小形耕一委員

番号7番について12月24日現地確認してきました。この案件は借り手の経営移譲に伴い、借り直しするものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

番号8番についても12月24日現地確認してきました。この案件は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第47号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について

(使用貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

11ページをご覧ください。議第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第47号1番から3番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。  
番号1番の件について2番井上要一委員より報告願います。

2番 井上要一委員

番号1番について、12月14日現地調査をまいりました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であり、作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われま

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について、8番 須貝寿裕委員より報告願います

8番 須貝寿裕委員

番号2番について、現地調査をまいりました。今回の申請は農業者年金受給にかかわる親子間の使用貸借の設定であり、作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われま

議長 登坂賢治

次に番号3番の件について、12番 内山雄次郎委員より報告願います。

12番 内山雄次郎委員

番号3番について、12月23日に現地調査をまいりました。今回の申請は農業者年金受給にかかわる親子間の貸し直しによる使用貸借の再設定であり、作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われま

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第9 議第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

14ページです。議第48号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見をふせられたい。申請件数は1件です。

(議第48号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は平成27年3月20日より着工し、平成27年4月30日で完了する計画です。申請地を譲り受け、農機販売経営をしていることから預かり農機や修理後の農機の一時置き場として活用するもので、293㎡は妥当です。農地区分は農振、農用地区域外(白地)で、生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。資金については、自己資金で賄う予定です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当農業委員より現地確認の結果について番号18番星野廣志委員より報告願います

18番 星野廣志委員

番号1番について平成26年12月16日登坂賢治委員、新野庄右エ門委員、私と事務局で現地確認してきました。申請の土地は、農振農用地区域外農地(白地)の畑であります。申請地を譲り受け、預かり農機や修理後の農機の一時的置き場として利用するものです。また、冬期間は雪捨て場として転用するもので、設置周辺の農地への影響はないものと思われれます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 登坂賢治

日程第10 議第49号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

15ページです。(議第49号本文及び16ページ整理番号6694番から6702番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本案件全件について計画内容で原案のとおり決定することに承認の賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第49号については可決されました。

議長 登坂賢治

日程第11 議第50号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

20ページです。(議第50号本文及び21ページ整理番号6703番から6717番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。



無いようでありますので、本案件全件について計画内容で原案のとおり決定することに承認の賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

よって、本案件全件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 登坂賢治

日程第12 議第51号 農用地利用配分計画に対する意見についてを上程いたします。

始めに、議事の進め方についてお諮りします。本件の中で、整理番号6番は、議席10番細谷則雄委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第24条の規定により議事参与が制限されますので、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席10番 細谷則雄委員については、本人に関する案件について審議中は室外に退席といたします。

始めに、整理番号6番について審議を行うので、議席10番細谷則雄委員は退席願います。

(細谷則雄委員退場)

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

28ページです。(議第51号本文及び30ページ整理番号6番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

整理番号6番の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号6番について計画内容で承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件について計画の内容のとおり承認・決定し川西町長に報告することといたします。細谷委員の復席を求めます。

それでは、決定いただきました整理番号6番を除き、整理番号1番から18番までについて審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

です。

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

議長 登坂賢治

お諮りいたします。本案件全件について計画内容で承認することに賛成の委員の挙手を求めます。(全員賛成)

よって、本件について計画の内容のとおり承認・決定し川西町長に報告することといたします。

議長 登坂賢治

日程第13 議第52号 川西町農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

36ページです。議第52号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので農業委員会の意見をもとめる。(本文及び42ページ朗読により説明)

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件全件について計画内容で承認することに賛成の委員の挙手を求めます。(全員賛成)

よって、本件については同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

これをもちまして、第12回川西町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。